

原発いらん！ 山ロネットワーフ

2007年6月11日の報告

ヤ354号

次の集まり
2007年7月9日(日) 14時
周南市総合庁舎 2F
ふれあいルーム

6月14日、祝島支店の漁民に突然心送り付けられた「書面議決書」 ↓ P⑥
この起りは5月10日、祝島支店の決算報告のための集会が開かれた。

そこへ、こわりもなく県漁協から3人が来島。決算報告が終ったあと、当日の議題にはなかつた「各人が払う支店の赤字補填金12万4千円を、各自の漁業補償金から払う」という提案がなされた。

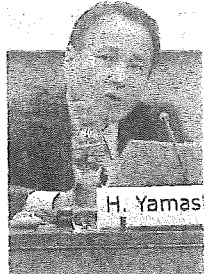
突然、補償金受取りの話になったことに、原発反対の人たち、特に女性達が激怒。この議決はなされた。会の直後に、議長の比須氏は、議長を辞任。運営委員もやめた。

そして、6月14日に県漁協から「書面議決書」が次のような書面と共に組合員に届けられた。 ↓ P⑥
ところが発信人である比須氏は5月10日にすでに議長をやめているし、「自分はこんなもんは書いとらん。自分はこんな文書はやり書かん(書きやらないの意)」と言っている。

これだけで、この文書が偽造である事は明らか。のちに6月19日まで26通(正組合員5名)の返信が上野支店に届けられていることがわかり、南封まで来て書きかえられる現心れもあるとして、抗議に行つた祝島の人達は、「祝島支店の上野支店が預かるべきものではない、祝島支店に返せ」と要求したが、本部(県漁協)の許可がないと返せないと言ひ張り続けた。

代表者 小中 進
〒742-1513
山口県熊毛郡田布施町
大字 麻郷 2208
Tel, FAX 0820-55-6291
作製・印刷
周防灘の自然を守る会

16日開かれた集会で発言する
山城博治氏(河原田慎一撮影)



H. Yamasaki

「日本政府人権尊重を促す」
6/16ジュネーブ国連人権
理事会の集会で。 6.17朝日

上野支店は7時過ぎには発言官をワケ呼んだ。さらに8時過ぎに3人。東京から来た乗取つた戸倉県議が現場に居たので警備官は何もしなかった。
この文書を書いたとされる比須氏も、電話で「祝島から自分の船が取りに行こうかと言つたが、上野支店は本部の許可がないと渡せない」とつづつばね続けた。

深夜12時になつて、この支店にまだ「居り」とあるというところだけは清水さん一人(だけという条件で)が目視確認して、全員外に出て散会。祝島の人と駆け付けた市民240名。
祝島支店は、補償金については、二度と議題にしないと決議しているのど、補償金を受取りせよという事案、県漁協は、なんとか

受取らせよと要知意を付けさせ罷を仕掛けているというのが今回の経緯。

祝島のみなさんは仕事を休み、深夜まで抗議を続け、真夜中に島へ帰り、翌朝はまた島を去り下野の県漁協本部に抗議に行き、県庁では夜9時までに、おバこをくり返しくり返し説明し、何の成果もなく、その夜は、友人の家や親せきの家に合宿し(おバこをくれマニマニが出なかつたのど)と、「原発に反対の意思を通すために、こゝまで身体を張る行動をされることに、本当に深い敬意と感謝の思いをいつそう強く感じました。」
このように努力があるからこゝと、田ノ浦の海は今も静かだ美しいまゝなのぞ。

○漁業法の専門家である熊本一規明治学院大
学教授は、次のように述べている。
5月10日に開かれた「組合員集会」という法的根拠も法的効力も是かでない会合で補償金について何の
を決めることは無効で、そこで決められたから
という理由で決議を集めても無効である。

・漁業補償金はとこの海の幸を得て暮しを立てている人すべてのものであるから正組会員だけで配分して赤字神填しようという考えは違法である。准組会員、組会員以外の漁業者にも権利がある。(S.52.6.3大阪地裁判決)



○それにしても県漁協のやっていることは悪質である。海を貸り、漁業を営むのが県漁協のなすべきことであるはずなのに、祝島漁協が受取りを拒否して供託し、供託期間の10年が過ぎて流れるはずの10億8千万円を県漁協が横から手を出して取り込み、それを祝島漁民に受け取らせようと違法なことを仕掛けてくる。

明らかにこれは普通世間では窃盗と呼ぶ行為ではないのか。

今回、県の水産課に行つてこのことを問い質したら、県は、県漁協のやっていることを正当と認めた。ゲルなのだ。

○今回一部の報道が「祝島支店はすでに補償金を受取ることを決めている」と報じていることに、祝島の人達も私たちも大うな違和感をあぼえた。

受け取りを決めたとされる2013年2月の支店総会は県漁協が来て支店組員に招集をかり、議長も本店のベテランが勤め、無記名投票にした。それで「受け取る」とした方が多かったのは確かだが、祝島支店の総会を県漁協が招集するものではないし、議長は祝島支店の中で決めることになつている。

この総会の開き方などのものがまづがっている。結果も承服できず、直後に「補償金は受取らない」という過半数の署名と捺印したものを県漁協に届けて、先の結果を取り消すよう求めた。

報道が県漁協サイトだけの情報を流すことは首肯できない。本当のことをそのまま伝えて欲しい。



6/27、県漁協が6月19日の夕方祝島のへたらと市民が、上岡支店に抗議に行った際、戸倉県議が同行したことを「注意しろ」という文書を県議会議長に送っていたことが判明。その文書より ↓ P7 新聞記事より ↓ P7

きれいな海と漁業を貸り抜こうとする祝島の人たちにムリヤリ補償金を受け取らせようとやる醜い県漁協に戸倉県議を非難する資格はない。

祝島の皆さんの関いの現場にとび込んで最後まで行動してくれた戸倉さんありがとう。

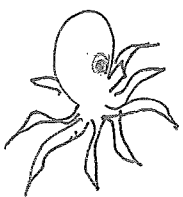
6月28日、中電の株主総会。

筆頭株主の山口県は今度も白紙委任。中電のなすがままだ...という意見を表した。

祝島の皆さんはバス一台で中電本社前での抗議に。広島島のいつも中電前で上岡一原発を止めるために行動している「上岡一原発止めよう」広島ネットワークや「原発はごめんだ広島市民の会」の皆さんに合流。

そのまづバスで山口県庁にまわり、議員から原内内各について話を聞く。

株主総会の内容については後面の都合で次号に。



2013.6.7、中電本社への申し入れ。

5月17日に中電が上岡一原発予定地でボーリング調査をはじめると発表。

これは2011年3月、福島島の事故で上岡一原発計画がストップしてからはじめての現地での具体的な動きであり、「許せん」という思いが広がって中電に抗議に行くことになった。

例会社と創会の間での交渉だったから、とにかく問題をいれろ抗議をという思いで、電話で連絡を取り合おうと広島市のグループとつながりながら申し入れた。

申し入れ書より ↓ P7 新聞記事より ↓ P7

中電本社への

申し入れには県内と広島から16人が参加。中電は、広島の笠見氏、今井氏、花谷氏と総務の田中氏が対応。まず最初に笠見氏が、「原発の新設は必要」という文書をペンペンと読み上げた。

「そんなに早口でまくし立してもわからないから文書のコピーを」と言ったり、「それは当社の方針としてごまかせん」と言い張る。

「それなら今言ったことをわかるように言ってくれ」と言ったり、笠見氏は言葉につまづいて黙ってしまっただけ。

中電によると、経年化した原発は危険だから、政府の、2030年には20%の電力を原発でまかなうとすれば新設も必要と。その他、原発はCO₂を出さない、火力より安価、資源のない日本では...と福島の手故と全く同じ言葉を繰り返す。ウソばかり。

このあとのやりとりが分かったこと。

○今回のボーリング調査は2010年の設置許可申請のデータを補完するものであること。つまり新設の安全性基準もまだ出来ていないのに、中電が勝手にはじめているボーリング調査であること。

○上関町蒲井⇄四代間の道路は原子力発電所への車両を通すために作っていると明言。勿論地元の人にも通してもらいたいけど、原発のためにも当然使いますと。笠見氏は隣市花谷さんにも確認をタロシ。

上関町では、これは生活道路であって、原発とは関係ないと言いつらされているというが。

○福島へ電気を送る海底ケーブルは、2009年10月に埋立の支障になるので、取水ロビりに移動した。もとは田の浦海岸から送電していた。

○ボーリング調査で19番を44m西に移し14番としたのはなぜか。19のコアの採取率が悪かった。19のコアはいずれも周囲する。

○沈砂池から決へ黒い水が流れ出ているのを止めること。写真です。↓ P5

中電の回答 - 沈砂池のシートは腐蝕するようなものではない。A/B/C/D/Eでございっている。

6/7 勿電話が回答。新聞記事より ↓

○細越から田ノ浦へ行く町道に、通行人を脅すような看板が10本以上、監視カメラもあるが、これは違法なので撤去すること。写真です ↓ P4

中電 - 答えず。

6月16日、中電上関準備事務所への申し入れ。

広島本社の広島の人は現地のことをほとんど知らない。で、例案で話合え、あらためて上関町尾熊元にある準備事務所へ申し入れに行くことになった。

○田の浦の決に真黒い水を垂れ流している沈砂池からの排水について。

川中さんが前日現地から真黒に汚れた石(土)と全く汚れていないところの石を持帰り、中電の人にも報道陣にも見せこまわすもつた。黒い石とかわると手に真黒い汚れが付く状態。

準備事務所の松岡氏は、先日本社に申し入れがあったので、現在排水をオミテ者機園に委託して、成分を分析中と回答。その公社の名前は、相争の了解を得ていないので公表できないとした。

6/10 中電より電話が回答。新聞記事より ↓
○決に行く道の看板、監視カメラの撤去については本社に伝える。後に電話で撤去しないと回答があった。

○ボーリング調査はすでに中電が調査している土地のどやるので、新たな環境調査はしない。
↓この日も、田中池、平生、老下、松平、田島から10数名で行きました。

3. 26 県民大会の「上関原発を建てさせない県民連絡会」が5月12日に、県に「上関原発計画予選地の公有水面埋立免許許可の撤回を求め、申し入れを」と、6月2日に県から文書で回答があった。 ↓ P9
6/14 平和フォーラムなど三団体が中電に申し入れをよみました。

■ 原発新規増設を明記。経産省が提案。エネルギー基本計画。日経新聞 6/9 ↓

6月19日、韓国の文在寅大統領が脱原発を宣言。

■ その他(原発をめぐる動き)

6/7 日印原子力協定を参議院本会議が承認。

6/6 高浜原発3号機(福井県)再稼働

6/8 原子力機構「大洗研究開発センター」(茨城県)でフルタイムの音響器破裂、作業員4人へヒヤク事故

例会の報告(6/1)

- 参加地域 田布施、光、下松、周南、山口、宇部、小中代表より

●小中代表より
 ●中代表より
 ●宇部代表より
 ●田布施代表より
 ●光代表より
 ●下松代表より
 ●周南代表より
 ●山口代表より

7月1日(日)が過ぎました。もうすぐ夏休みになります。午前7時から8時までやるので来れる方は駆けつけ下さい。とばのジョイフルで朝食をしましょう。

●中電への申し入れについて。

●途中宮島のインターで休憩を取り、ネットワークの人で打ち合わせをしと望んだのがよかった。エネルギー政策についてこちらの考えを一言でも平行線なのはわかってるので、具体的な事を聞くことにしました。

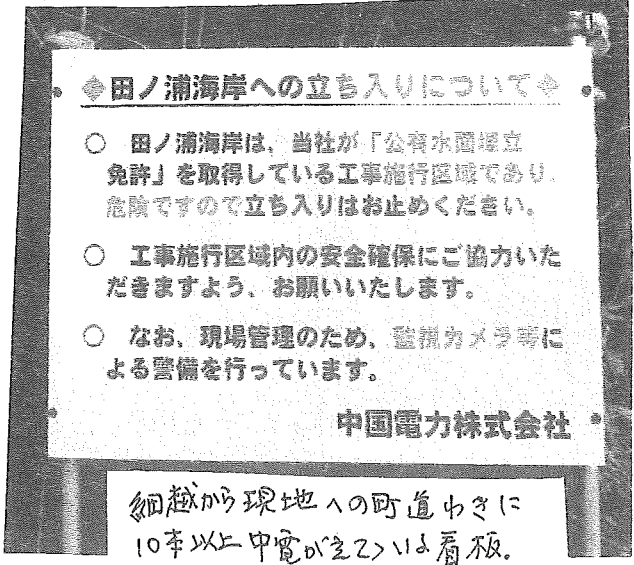
申し入れには、「上原原発に反対する平生町民の会」から、いのち・未来・ふたから3人、広島県の2つのグループから8人、ネットワークが4人で計16名が参加しました。△ネットにつながっている方は「山中進オフィシャルサイト」の「ニュース」をクリックして下さい。写真もたくさんあります。

●中村敦夫さんの朗読劇の公演会をします。
 「線量計が鳴る」について。
 10月1日(日)午後2時
 柳井市・アクティブ柳井で

10月2日(月) 祝鳥の公演
 ●現在チラシを製作中です。皆さんご期待下さい。
 ●実行委員会に加って下さる方を募集中。

この看板は違法!

中電が埋立免許を取得しても、海や浜は埋立が竣工して中電の土地になるまではすべての人に「自由使用の権利」があります。中電が勝手に人を脅かすような看板を立てることは法律違反です。



「生命・脱核ミルロード」巡礼

●「生命・脱核ミルロード」巡礼
 ●ウルからローマまで歩くという日本人の私から見たと桁外れのスケールの発想に驚き、感動し、山口↓宇部のワークに参加しました。刀の私にとってはペースが早すぎてだんく遅れて車に捨てるもろろことになりましたが、同行した40代50代の女性3人は25kmを完歩。脱帽。

どこかでは、道で会ったおじいさんが、「ローマまで歩くなんて嘘じゃろう」と言ってきた。本気だかわかって、謝ってカンパを下さったりとか、たくさんのエピソードに乞われて、6月29日には日本の最終地・長崎に到着です。

日曜日以外雨の日も大天の日も歩き通される本字元柴教授の体力、精神力は驚異です。

「日刊新周南」の記事です。 ↓ P ⑤

●今回の中電のボウリングについて、中電に言いました。250mの深さまで、日本のボウリングを1200年前から1600年前までたぬ物層をFC、FD断面が切られているかどうかを調べると言っていた。

●「標的の島・風かたの」の上映会を周南市下松光・防府で連続で行います。共通券は100円、上映時間も14:00と17:00の2回で4ヶ所共通です。

8/26(土) 下松教会、9/2(土) 光市島田コミュニティセンター、9/3(日) 周南市徳山保健センター、9/10(日) 防府(場所未定)

●上里恵子さんが9/16島市で行われた「高レベル廃棄物地層処分」の説明会に出席。その報告です。 ↓ P ⑧

●裁判のこと。

●公有水面埋立差止(山口地裁)
 2017年7月5日(水) 11時

●自然の権利裁判(山口地裁)
 2017年7月5日(水) 11時30分

●伊予原差止め仮処分申し立て(岩国支部)
 2017年8月10日(木) 15時

●審尋のため、弁護士からの説明を聞きます。

●6/14に予定されていた「上原原発用地埋立禁止住民訴訟」は、四川弁護士との体調不良のため延期されました。次回は今のところ不明です。

ソウルから“脱原発・核”訴え

17.6.12

●下松 日刊新周南 誓教寺が巡礼団接待



周防久保駅前記念撮影する李さん(左から2番目)、藤本住職(4番目)ら

06/23の「伊方原発差止め仮処分申し立て」裁判の時の学習会では上岡直見氏から「避難計画」について聞いた。地震と原発事故が重なったら避難計画は役に立たない。道路が寸断されれば避難は無理。屋内待避というが、ヒバクサせられて、まわりを遮断されて、どうやって生きると言っているのか。

JCOの事故の時35mのコミニティセンターへ住民を避難させるのに10時間かかった。それでも大泉(さん)らは取残されている。この時東海村の人達の恐怖は、道路など外部との交通手段がすべて遮断されたことだったという。

仮処分裁判の場合、法廷は開かれそうだが、私たちに裁判官の顔は見れません。男性の裁判官ご名前前は佐野義孝。弁護団は中村覚氏、河合弘之氏、平岡秀久氏、小沢克介氏などいる。裁判所は早く片付けたいというようだとのこと。

17.6.17.中口
上関原発予定地
汚染対策強化を
7団体申し入れ
中国電力上関原発
(上関町)建設計画に
反対する県内外の7団
体は16日、建設予定地
の汚染対策などを同社
に申し入れた。排水用
の沈砂池のゴム製シー
トが劣化し、汚染水を
流出させていると指摘
している。



14人が同町の上関原
発掘準備事務所を訪れ、
申し入れ書を渡した。
沈砂池は土砂混じりの
水をため、濁りをなく
して排出させる役割。
合成ゴム製のシートを
敷いている。団体によ
ると、1日に予定地の
海岸を視察した際、沈
砂池からの排水口や周
辺の石が黒ずんでい
るのに気付いたとい
う。

「原発いらん」山口
ネットワークの小中
進代表は「シートが腐
食している」と主張。
町道脇の看板撤去を含
め、3項目を申し入れ
た。事務所は「(付
着物は)自然にある鉱
物と考えている」と説
明し、第三者機関に分
析を依頼したと回答し
た。

世界二十六カ国を
歩いて回って脱原発
などを訴える「生命・
脱核シルクロード」巡礼
団が八日から十日に
かけて周南地域を通過
し、八日は下松市の誓
教寺(藤本晃住職が
岩徳線の周防久保駅近
くの誓教寺会館「仏教
なんでもセンター」で
夕食を提供して同所で
宿泊した。

この巡礼団は韓国の
水原大学の元教授、李
元栄さんが企画したも
の。二年間かけて旅し、
さまざまな宗教の人な
どと交流し、最終的に
ローマ法王に会って訴
えることを目標にして
いる。

五月三日に韓国・ソ
ウルを出発、日本では
六月三日に広島から西
に向けて歩き始めて一
日二十キロほど進み、
二十八日に長崎に到着
する予定で、その後は
台湾に行く計画。

八日は途中参加も含
めて李さんら韓国人三
人と、趣旨に賛同した
山口市の介護福祉士、
原恒徳さん(52)の計四
人が「生命・脱核シル
クロード」の横断幕を
掲げながら岩国市の欽
明路駅から歩き、夕方
周防久保駅で藤本住職
(55)や家族が出迎え
た。同センターでは手

づくりのちらしずしな
どを振る舞った。
誓教寺は「原発いら
ん」山口ネットワーク
の会員でもあり、巡礼
団が当初、周防久保駅
に到着後は車で周南市
徳山地区のホテルに行
つて九日には再び同駅
に戻って歩く計画と聞
き、同センターを提供
することに決めた。

誓教寺の藤本晃住職さんは古くからの
ネットワークの会員です。

今回は李元栄さんたちへのお宿をありが
と、うごがいました。

平成 29 年 6 月 14 日

(別紙)

祝島支店
正・准組合員各位

平成 29 年 5 月 10 日組合員集会における提案の原案及び修正案について

山口県漁業協同組合・祝島支店
運営委員長兼組合員集会議長 恵比須 利宏
(公印略)

原案	修正案
決算に伴う補てん金として、正組合員一人当たり 124,000 円の負担金を 7 月末までに徴収する。	補てん金の徴収について、総会の部会において漁業補償金の配分が可決されればという前提だが、7 月末までに可決されればそれを赤字補てん金に活用すること、可決されなければ、原案どおり 7 月末までに個々の正組合員が納めること、その前提条件を解消するためには総会の部会の決議が必要なので、総会の部会の開催を本店に請求する。

5 月 10 日組合員集会時の「修正案」に対する意思確認について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は支店業務にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成 29 年 5 月 10 日に開催した組合員集会において、平成 28 年度 3 月末本決算に伴う補てん金の徴収について提案したところ、出席の正組合員より、別紙のとおり、「修正案」が提案されましたが、「修正案」は「採決」に至らず、現在、「審議継続状態」となっています。

当漁協の「規約」の定めにより、「修正案」が提出されたときは、議長はまず「修正案」について採決を行うこととされていることから、議長として、組合員の「意思」を確認する責任があります。しかし、前回(5 月 10 日)組合員集会の状況から判断して、改めて組合員集会において、「採決」の手続きを行うことは困難と判断されます。

そこで、「修正案」に対して議決権を有する正組合員の皆さんの意思を正確に反映させるため、「書面議決書」による意思確認を行うこととしました。この意思確認は平成 28 年度決算の赤字補てん金の財源を確定させるために必要な手続きです。
つきましては、「書面議決書」による意思表示は、正組合員におかれては、同封した当支店所定の別紙「書面議決書」において、「修正案」に対する賛成・反対の意思を記入いただき、署名・押印のうえ、6 月 21 日の 15 時までに当支店に提出されるか、もしくは同封の返信用封筒で光熊毛統括支店(上関支店)に送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、准組合員の皆さんにおかれては、当日の会議で多くのご意見をいただきましたが、議決権がないことから「書面議決書」は同封しておりません。

以上

修正案に対する「書面議決書」

賛成、反対のいずれかに○印をつけてください。

提出期日・時刻 平成 29 年 6 月 21 日(水) 15 時

私は、「修正案」に対し、 賛成・反対 します。

平成 29 年 6 月 14 日

住所 

氏名  印

山口県漁業協同組合 祝島支店



山口県議会 議長
柳居 俊学 様

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 森友 信



山口県議会議員 戸倉多香子議員に関する申し入れについて

時下甚々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当県水産業の振興並びに当組合専業運営に対しまして、格別の御高配を賜っておりますことを心より感謝申し上げます。

さて、このことにつきましては、去る 6 月 10 日に当組合上関支店に同祝島支店所属の一部組合員並びに上関原発反対活動家の 10 数名が入店し、深夜まで不退去であった事件が発生しました。組合自治に関する問題を発端として、やむを得ず柳井警察署に出動を要請する事態となり、結果的にマスコミ等により報道されるに至ったことは、誠に残念であり、そのことにつきましてお詫び申し上げます。

しかし、当日、同支店に入店した者の中に、山口県議会議員の戸倉多香子議員も含まれていました。祝島支店の組合員集会において提議された「修正案」に関する「審議決書」の取扱に関して、当組合は内部規程に準拠して所定の手続きを行っているにもかかわらず、同議員は、そのことの解決を求めることなく、一部組合員や反対活動家の一方的な意見に基づき、当組合職員に対し、当組合の行った手続きが「不法行為、違法行為である」との発言を繰り返したことは、断じて許すことができません。

また、上関支店は信用事業を営む店舗であり、近隣との良好な関係を維持しながら、事業を行っているものですが、この度のように深夜にまで及ぶ不当な事務所の占拠により不当な抗議を受けたことは、当組合の信用を傷つける事態であると認識しており、その中に戸倉議員が含まれていたことは誠に遺憾です。

本来、県民の模範となるべき山口県議会議員としての立場を顧みることなく、営業時間外の支店事務所に入店したうえ、当組合職員が再三に亘り、退出のお願いをしたにもかかわらず、同日 23 時 30 分頃まで事務所を退去しなかった戸倉議員の行動は責任ある公人としての態度であるとは到底、思えません。

つきましては、当組合の信用を傷つけ、当組合職員に対し、極めて不適切な発言を繰り返した戸倉多香子議員に対し、山口県議会として厳重に注意をしていただきますよう、強く申し入れをさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

2017年6月29日(木) 県漁協(下関市)の森友信組合長が柳居議長を訪ね、戸倉氏への厳重注意を求め、文書を提出。「職員に対し漁協の手続きが不法行為だとの発言を繰り返した」などと指摘している。各党派会長会議で対応を協議。戸倉氏による「協議後に柳居議長から「思想信条には踏み込まないが、夜遅くまでいたことを注意する」と言われたという。戸倉氏は「不法行為と断定してない」「なにも議論してない」

中国電力株式会社
取締役社長 清水希茂様

2017年6月7日

原発いらん!山口ネットワーク

代表 小中 進

上関原発建設計画に反対する 2 市 4 町議会議員連盟

会長 淵上 正博

脱原発平生町民の会 代表 赤松 義生

自然エネルギー推進ネット・光

代表 橋本 直行

いのち・未来 うべ 代表 久保 輝雄

上関原発止めよう!広島ネットワーク

共同代表 青木克明・木原省治

藤井純子

原発はごめんだヒロシマ市民の会

代表 木原省治

上関原発予定地のボーリング調査の中止を求める申し入れ

中国電力は、2017年5月17日、上関原発建設予定地内の二つの断層について、約一年をかけてボーリング調査を行うことを発表しました。中国電力清水希茂社長は、上関原発建設については、「将来にわたり原子力発電を一定規模維持する上で新増設や建て替えが必要」と前向きな発言をしておられますが、このボーリング調査は、その一歩を踏み出すものとして、私たちは断じて許容できません。

貴社が進めている上関原発計画について、上関町を含め山口県民の大多数は福島第一原発事故の悲惨な結果を受けて、もはや上関原発は建設されないと確信しています。

しかし、県民の思いを無視するかのよう、貴社をはじめとして国会議員、県議会議員、市町議会議員、各首長さらに司法までもが一体となって原発推進という、国民の想いとは全く逆の方向へ進もうとしています。

そこで、私たちは中国電力に対して上関原発建設に直結するボーリング調査の即時中止を以下のとおり申し入れいたします。

記

- 1、上関原発建設に向けてのボーリング調査を即刻中止すること。
- 2、2009年12月18日に経済産業大臣に申請を行った「上関原子力発電所1号機の原子炉設置許可申請」を取り下げること。
- 3、生命と安心安全を脅かし、豊かな自然を奪う上関原発計画の白紙撤回をすること。

映画 日本と再生

2017 7. 29 (土)

10:30 と 14:00

本願寺山口別院

河合カネヲト-フカサリ。

1000円

継続 厚さんの話

「アジア太平洋戦争を知ろう」

2017. 7. 15 (土)

午前10:00~11:30

サンフレッシュ山口

カン110 300円

朝鮮学校に補助金を

を。県との交渉

2017. 7. 12 10:45

山口県庁 PC11-

映画「未来を花束にして」

2017. 7. 29. (土)

10:30, 14:00, 19:00

山口教育会館

前売1500円当日1800円



上関原発 祝島の漁業補償金配分

採決集会開催案に抗議

漁協組合員ら「無効」訴え

協本店(下関市)が作 抗議行動には約40人の方針を定める運営委
成したという。 が参加。書面が、支店 員会を結ぶに配られた

光市の市川市長ゆるぎない「原発ダメ」

17.6.19 日刊新周報

「原発不賛成」寸分も変わらぬ

上関原発計画で市長答弁

■光市議会

上関町の立地予定地 上関町の立地予定地
につながらる道は県道か 光市六月定例議会
は十六日が一般質問の 電の費用負担で道路の
最終日。答弁で市川市 拡幅工事が進められて
長は中国電力の上関原 いることを仲山哲男議
発建設計画について「こ 員(彩り)が写真を示し
れまで申し上げてきた て市長の考えを質問し
ことと寸分も思いに違 たのに答えた。
いはない」と述べ「現状 には賛成できない」と
を明言した。

点や、5月に辞任を表明した運営委員長名となつていて追及した。集会に反対する運営委員2人が、上関支店に提出済みの書面を回収できないかを事前に協議。その上で参加者が返却を求めた。運営委員の橋本久男さん(65)は「本店が違法な手続きで集会に持ち込もうとしている」として、開催を阻止する考えを強調した。(井上龍太郎)

上関原発建設地調査中止求める

7団体、中国電に

中国電力が上関町の原子力発電所建設予定地で準備を進めているボーリング調査を巡り、「原発いらん!山口ネットワーク」など原発建設計画に反対する山口、広島県の7団体が7日、広島市の同社本社を訪れ、調査中止を求める申し入れを行った。同社は5月17日、建設予



申し入れ書を読み上げる小中代表(右)

定地に活断層はないとするこれまでの調査データを補強するため、追加のボーリング調査を実施すると発表していた。この日は同ネットワークの小中進代表ら15人が訪れ、「新たな調査は、原発建設に向けた具体的な工事であり、断じて許容できない」と抗議。調査の中止と上関原発建設計画の白紙撤回などを求める申し入れ書を提出した。対応した同社の笠見茂男・地域共生グループマネージャーは「ボーリング調査は、新たな知見による手法で行う。中止は考えていない」と述べた。

上里さんか広島市で聞きました。

【ニューモ：地層処分のための説明会の報告】

ニューモは正式名称を「原子力発電環境整備機構」という。今年5月から6月に掛けて「いま改めて考えよう地層処分」と名付けた説明会を、全国9か所で行っている。「知る／学ぶの機会をつくります」として地域での意見交換をするという。

広島では6月17日(土) 13:30~16:00に行われた。

ご存知のように、原発で発電に使った後の使用済み燃料は、溜まるばかりで、現在1万8千トンある。現在日本の原発行政は、使用済み燃料を処理し《ウラン・プルトニウム》を取り出して再利用するという方式を採用しようとする。その時出る最終ゴミ「ガラス固化放射性廃棄物」を地下埋設しようというのだ。2000年から取り組みを始めていたが、受け入れ自治体が無い状態が続いている。そこで、国が主導権を以て取り組もうと、15年5月「科学的有望地」を示すという方針を出し、16年中の提示を目指したが果たせず、現在に至っている。「有望地」という表現は国が一方的に選り押しつけるという危惧を与え、17年4月から「科学的特性マップ」という名称に変え、地層処分地選定のための要件をものさしとし、全国を色分けして、地図で示すという方針になっている。

その期日がこの7月と言われており、その準備としての全国説明会であったのか?

会場では用意された資料に沿って説明があった。「住民の理解を得て進めたい」という姿勢を示そうとしているようにも思えるが、「このような説明会は、原発そのものを作る時になされるべきだった。」の思いを抱きながら聞いた。

住民の理解を得たいというには、受け入れがたい前提が二つある。

【原発依存度を20~22%とすること】【使用済み燃料は再処理すること】
これらを前提として地層処分地を求め、住民の理解を得ようとしている。この《前提としていることこそが問われるべき》であるのに、説明会では、国の方針は変えず、ごり押しするのかとの印象である。(「詐欺の手口だな!」)

再処理の説明図にも啞然とした。再処理した処分ゴミは重量の5%。再利用できるのは《ウラン・プルトニウム》として95%。(こんなウマイ話は無い) 確かに机上ではそうなる。ウラン238はそもそも97%の状態では装荷されていたのだ。これを燃料として使うためには、燃えにくいウラン238をプルトニウムに変えなければならない。それを担っていた《もんじゅ》は廃炉が決まっている。どうやって『燃料として利用(説明図)』するのだろう。再処理で放出される莫大な放射能のことは説明がない。子どもだましのような説明会で、候補地の選定に理解が得られるのだろうか。受け入れを迫られている私たちの姿勢も問われている。

2017.6.26. 上関原発計画の根っこを見る会 上里恵子

6/9 山口市でも県内19市町の14人を対象に説明会を開いた。(6.9.中口)

3.26上関原発を建てさせない山口県民大集会を主催した「山口県連絡会」が県に申し入れ

『上関原発計画予定地の公有水面埋立免許許可の撤回を求める申し入れ』について

申し入れ 2017.5.12
回答 2017.6.2

申し入れ事項
1. 公有水面埋立免許延長許可を撤回し、許可申請を不許可とすること。

県回答
上関原発に係る公有水面埋立許可延長申請については、公有水面埋立法に基づき、適正に審査した結果、許可したものであることから、撤回することは考えていない。

2. 上関原発建設計画については、県民の中に多くの疑問や不安があります。県民の素朴な疑問は次のものになります。
①福島原発事故で原発事故の深刻な事態が進行している中で、なぜ今回のような延長許可にいったのか。行政的な手続き論ではなく、県知事としてこの時点で判断に立った根拠は何ですか。

県回答
上関原発に係る埋立免許の期間延長申請については、埋立免許権者として、公有水面埋立法に基づき、適正な審査を、公正な立場で行う責務があることから、どこまでも法令に従い、厳正に対処したところである。
公有水面立法上、期間延長に正当な事由が認められることが許可の要件であり、指定された期間内に工事を竣工できなかったことについて合理的な理由があることに加え、当初免許時と変わらず土地需要があり、今後埋立を続行するのに十分な理由があることが明らかになったことから、正当な事由があると認め、許可したものである。国の見解では、期間延長に正当な事由があると認められるときは申請を許可しなければならないとされていることから、埋立免許権者である県としては法的に許可するほかないものであり、今回、期間延長を許可したものである。

②県知事は、福島原発事故とその後の経過について、県民の命と暮らしを第一に守るべき責務を持つものとしてどのようにお考えですか。

県回答
福島原発の事故から6年余りを経過したが、依然として周辺住民は避難生活を余儀なくされている状況にあり、国及び事業者の責任において、早期の事態収束に取り組んでいただきたいと考えている。
原子力発電は安全性の確保が大前提であり、国及び事業者の責任において、安全性を不断に追求していくことが重要と考えている。

3. 埋立免許延長を許可する場合の例として、天変地異、経済的変動などを挙げています。しかし今回の延長申請はこれにあたりません。中電は、予定海面への立ち入りなどがあったことを理由として挙げていますが、地元住民をはじめ原発建設に不安を感じる人々が抗議行動をすることはありうることであり、権利でもあります。住民などの抗議行動は今後も予想されるものであり、天変地異などの理由とは全く違うものだと考えます。延長申請をやむなしとして受け入れた理由を分かりやすく説明してください。

県回答
事業者において指定期間内に竣工をなすべく努力しても、場合によっては、阻害要因の発生により指定期間内に竣工をなしがたい事態が生じることもあるため、公有水面埋立法は、このような事態の発生を想定し、正当な事由があると認められる場合には、期間延長を認めている。
このように、公有水面埋立法上、期間延長に正当な事由が認められることが許可要件であり、期間延長に正当な事由が認められる場合は、①指定された期間内に工事を竣工できなかったことについて合理的な理由があること。②今後埋立を続行するのに十分な理由があることの2つの要件をいずれも満たす場合である。このうち1点目の指定期間内に工事が竣工しなかったことについては、天変地異、経済変動に限らず、埋立権者の責めに帰し得ない事由がある場合について、要件を満たすものと認めることとしている。
中国電力からの埋立免許延長申請においては、中国電力から福島原発事故以前については、埋立工事の施行区域内の海域に第三者の立ち入りがあり、これに対し、立入等の禁止を求める仮処分申立てを行い、これが認容する決定を得たこと、また、福島原発事故以後については、地元の理解活動に取り組むとともに、当該事故の事実関係の把握、情報収集に努め、事故の知見を反映した安全対策を取り入れるよう検討を進めたとの主張がなされており、これらのことから、工事が進捗しなかったことについて、事業者に帰責事由はないと認めたところである。

4. 二井関成元知事は、福島原発事故後の2011年6月に「現時点で埋め立て免許延長申請が出されても認められない」と明確に述べ、後任の山本繁太郎前知事も、「二井知事の表明を受け継ぐ」ことを明言していました。いつの時点でこの立場が変わったのですか。また、変更した理由は何ですか。

県回答
山本前知事及び村岡知事が引き継いでいる法的整理は、①実際に申請があった時点において、埋立免許権者が、申請内容について正当な事由があるかどうかを審査して、許可の可否を判断すること②埋立の前提となる土地利用計画が不透明であれば、公有水面埋立法上の要件である正当な事由がなく、埋立免許の延長はできないことの2点であり、これは、現在に至るまで変わっていない。
一方、お示しの2012年6月の二井元知事の発言は、事業者である中国電力からの公有水面埋立免許の延長申請がなされる前の時点で、申請があった場合を想定し、原発を取り巻く情勢及び国のエネルギー政策の見直しといった当時の状況を踏まえ、延長許可の可否について考え方を示したものであり、知事が引き継いでいる法的整理はない。

5. 延長許可申請の審査期間を今回のように何度も延長した例は見当たらないとお答えでした。他に例を見つけることのできない取り扱いをしたのはなぜですか。埋立免許について「どの事業者に対しても公正に取り扱い判断する」とご回答いただいたことと矛盾しますが、この点についてわかりやすくご回答ください。

県回答
一般的に、適法になされた申請については、県として、申請内容的な確かな把握に努め、法に基づき適正に審査する責務があることから、許可要件を満たしているかどうか判断できない場合は、申請内容について説明を求めた上で判断するものである。
中国電力からの埋立免許延長申請についても、許可・不許可の処分をするに当たっては、公有水面埋立法上の要件である「正当な事由」の有無を、根拠をもって判断する必要があることから、申請者の回答では説明が尽くされておらず、さらに確認が必要な点について補足説明を求めてきたものであり、公正な立場で審査を行ったものである。

6. 先日、知事は祝島航路の新造船就航に祝賀行事に招かれ、初めて祝島を訪問する予定にしていた。しかし、悪天候のために祝島訪問を断念せざるを得ませんでした。上関原発が建設され、事故を引き起こした際は避難が必要となりますが、悪天候の場合は船での避難はできません。このことについてどうすべきだとお考えですか。

県回答
住民避難については、建設される原子力発電所の具体的な施設・設備の状況や原子力事業者の防災体制等を踏まえ、国の原子力災害対策指針等に沿って地域防災計画、避難行動計画を策定し対応することとなる。
なお、不測の事態には、自衛隊や海上保安庁などにより国が責任を持って対応することとされており、県としては、住民が確実に避難できるよう、国及び関係機関に対し、必要な情報提供等を行う。

7. 原発メーカーや原発立地自治体など構成されている「原子力産業^{協会}委員会」に山口県が入っているのではないかとこの質問に明確な回答がありませんでした。ご回答ください。また、入っているとすればその理由は何ですか。

県回答
県は、原発建設計画の存する県として、原子力発電に関する情報収集のため、日本原子力産業協会に加入している。

本の紹介

「電力改革の争点」
熊本一規 著
緑風出版 2200円+税
経産省が「原子カムフラ」と共に
進める逆向き「電力改革」で
ある「電力システム改革貫徹」を
あはぶ。戦いの武器とする
⑨ 法律がわかる。

「日本中絶の狂王謀」
古賀茂明 著
講談社 1700円+税
「甦った原子カマフラ」など
新聞、テレビの報じたい
山のようなたぐさのどどど！
師匠庫切れ。至極7月輪に。

目からウロコの「特別会計」⑥ 年金積立金管理運用独立法人 年金をクラスター弾に投資していた！

第5回目の「特別会計」は、「年金特別会計」、略して「年金特会」（ねんきん とっかい）のことです。

5月12日、東京新聞はトップニュースで、年金特会の中の「年金積立金管理運用独立法人＝GPIF）」について書いています。記事を要約すると、

クラスター弾とは、空中で容器が開くと、中から無数の子爆弾が撒き散らされる爆弾のこと。不発弾も多く、民間人への被害が大きいため、使用禁止にしたオスロ条約が2010年に発効し、日本も加盟。

そんな爆弾を製造しているのがアメリカのテキストロン社。去年3月、GPIFは、この会社から約190万株（80億円）を年金積立金で買っていた。

質問主意書でこの問題を明らかにした民進党の長妻昭衆院議員は、「国民の年金で買うのはおかしい」と主張している。

このGPIFは、株式の運用を運用会社に委託しており、運用会社は株式指数に基づいて、自動的に複数の株を買う仕組みになっている。

年金特会を管理している厚生労働省は、特定企業への投資をやめることについて、「年金を増やすという原則に触れる恐れがある。担当者の好みで運用が出来ないように、直接に投資先を選ぶことも禁止されている」と説明している。

この問題について、社会や環境に配慮した「責任投資」を専門とする高崎経済大学の水口剛教授は、

「海外ではノルウェー、スウェーデン、オランダ、カナダなどの年金基金が、クラスター弾関連企業を投資の対象から外している。議会が法律ではっきり投資を禁止したり、独立の第三者委員会が関与したりして実現した。

ルールを定めて外部の委員会を設ければ、倫理に反した投資を客観的に選別することは出来る」と説明している。

この記事に続いて2面に、中央大学の目加田説子教授の「非人道兵器産業 投資除外を」という記事が載っています。目加田説子教授は、

「公的な年金基金がクラスター弾製造会社の株を持つことが倫理的に許されるか、ということだ。

非人道的な兵器であるクラスター弾については、約120カ国が禁止条約に署名し、自衛隊が持っていたものも、すでに破棄している。投資の対象から外すべきことだ。

日本は他の非人道的な兵器である対人地雷や生物・化学兵器などの禁止条約に入っており、核兵器については禁止条約がなくとも、ノルウェーでは除外している。

オランダではそういう兵器に投資することを国民が問題にし、国が除外を決めたように、自分たちの年金がどういう企業に投資されているのか問題意識を持つべきです」

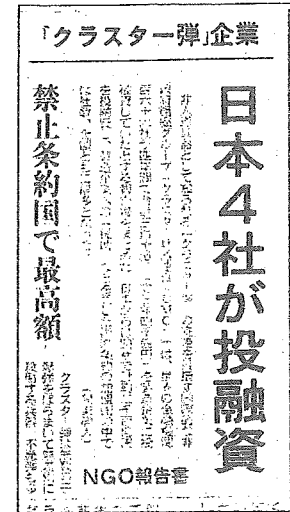
と話しています。

さらに、東京新聞は5月25日に、クラスター弾の廃絶を目指す「NGO・クラスター兵器連合」がまとめた報告書について報道しています。

「世界の金融機関166社が4年間で3兆4,000億円をクラスター弾製造企業に投資していた。この中には、日本から4社（三菱UFJ、三井住友、オリックス、

第一生命保険）が計2,100億円を投資しており、禁止条約加盟国の中では社数も金額も最多だった。

日本の全国銀行協会は、2010年にクラスター弾の製造を目的とした資金調達に応じることを禁止していた。目加田説子教授は、「条約の加盟国では、用途を問わず製造企業への投融資をすべて止めなければ対応が不十分との見方をされる」と話し、報告書をまとめたNGOは、「投融資を禁じる法の整備が必要」だと主張している」



東京新聞 2017年5月25日

この問題は、年金をもらっている国民が、年金についても金額は気にしていながら、目加田さんの言うように、年金の運用については問題意識を持っていないからなんですね。他の国では、そういう企業に投資することを禁止しているのに、厚生労働省が日本では禁止できない、なんて言うのは、本当におかしい。

NGOの報告にあるように、そういう企業への投資を禁止する法律を作らなければいけないのですが、実現となると、厚生労働省のトンでもない言い分が恥ずかしくもなくまかり通っているように、すごく難しいことでしょう。でも知らないとは一歩も進みません。

そこでまず「年金積立金管理運用独立法人＝GPIF」について調べてみました。

1954年に、厚生年金の保険料の徴収や給付を行う社会保険庁が作られ、1961年に国民年金が出来て、日本の皆保険制度が出来上がります。

この社会保険庁が、年金の着服、横領などの不祥事を次々に起こし、2009年に廃止され、2010年から特殊法人・日本年金機構に改組されました。

年金を運用していたのが特別法人・年金福祉事業団でした。ここが、【論理無茶苦茶の「財テク集団」】（石井紘基著『日本が自滅する日』）だったために、また

「改革」され、2001年4月に特殊法人・年金資金運用基金に、さらに、2006年4月には現在のGPIFに「改革」されました（注：独立法人や特殊法人は、特会のお金が省庁から補助金などとして流れていく先。官僚の天下り先と利権の巣窟（石井紘基）ともいわれる）。

特別会計では、問題を起こして国民の大きな不信を買うたびに「改革」していますが、それに対して石井紘基さんは、「特会の改革は「看板」だけを付け替えたり、特会の数を減らしたりして改革に見せかけているだけで、中身はまったく変わっていない」と手厳しく批判をされています。

さらに、石井さんは「国の予算とは憲法第25条のための配分を行うもので、税金を収益事業に投下することを目的としていない」とも言われています。

日本年金機構が国民（加入者6700万人）から集めた年金（35兆円）を株式や債券に投資して儲けようとしているのがGPIFです。

2014年に安倍首相がダボス会議で「成長への投資に貢献する」と公言し、年金積立金の半分以上が株式に投資されるようになってから損得の揺れ幅が不安定になったとされ、また、年金が株値の操作に利用されているという批判もあります。

左の記事で、日本4社のうち、三菱UFJと三井住友の株式をGPIFが所有しており、また、日本企業121社の筆頭株主でもあるというのは、厚生労働省のおかしな言い分は実は本音が丸見えだったんですね。

つまり、日本の年金の運用は倫理よりもカネ儲けなんだよって。ヨーロッパと違って。

国民の無関心をいいことに、「年金を増やすためなら、世界的に禁止されている爆弾に投資して、人の殺傷に手を貸してもいい」とでも考えているんでしょうか？

厚生労働省のおかしな言い分も国民の無関心も、結局は、特会が真っ暗けの「闇の中」に置かれているためだと思います。

ここに紹介した東京新聞は3月に、「今年度の一般会計は97兆円」だと書いています。実際は、一般会計プラス特会で総計240兆円にもなるのに、特会の予算は書きません。特会隠しはこの国の大きなナゾです。

でも、今回のような問題が発覚すると、「特会」だと明らかにしないで記事を書く。

東京新聞は5月10日には、「政府系商工中金で不正発覚」という記事も書いていますが、これも財政投融資特会の特殊法人です。

2017年5月31日 ちらし作成「アヒンサー」

*アヒンサーとは、サンズクリット語で「殺されたくない、殺したくない」という意味です。